

定年を上げた企業に最大120万円！

新たに定年の引上げ等の制度を導入すると60～120万円の助成金が受給可能に！

【助成金の概要】

高齢者の雇用促進を目的として、65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して行う助成制度です。

65歳への定年引上げ	66歳以上への定年引上げまたは、 定年の定めの廃止	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	
100万円	120万円	66歳～69歳 60万円	70歳以上 80万円

助成金申請の流れ

STEP1 現状の確認

- ①就業規則に定年および継続雇用制度が規定されているか確認します。
- ②1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が在籍しているかを確認します。

STEP2 必要書類の準備

就業規則に「65歳以上への定年の引上げ」、「定年の定めの廃止」、「希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入」のいずれかを規定を導入します。

STEP3 経費の支払い

定年の引上げ等の制度を導入後、導入費用をお支払いいただきます。
※申請時、経費を要したことを証明する書類が必要となるため。

STEP4 支給申請

山田労務管理事務所

助成金チェックシート

Q1	雇用保険に加入している	<input type="checkbox"/>	Q5	1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者がいる	<input type="checkbox"/>
Q2	就業規則がある	<input type="checkbox"/>	Q6	過去3年以内に助成金の不正受給をしていない	<input type="checkbox"/>
Q3	就業規則に65歳定年または65歳まで継続雇用制度が規定されている	<input type="checkbox"/>	Q7	労働保険料は全て納付している	<input type="checkbox"/>
Q4	Q3を規定後1年以上経過している	<input type="checkbox"/>	Q8	過去に労働関係法令違反をしていない(監督署の指導を受けていない)	<input type="checkbox"/>

→上記のすべてに当てはまる方は、助成金をもらえる可能性があります。
下欄に必要事項をご記入の上、FAXをお送りください。
当事務所よりご連絡させていただきます。

さらに、今回ご紹介させていただいた助成金にも該当するかどうか**無料**で診断するサービスを行っております。是非一度お試しください。

山田労務管理事務所

担当: 山田

佐賀市八戸溝3-9-3

TEL: 0952-36-8018

ホームページ: <http://yamada-sr-office.com/>

当事務所では、助成金申請について専門家(社会保険労務士)が対応しております。また、就業規則、労働保険・社会保険の手続き、給与計算、CUBIC(適性検査)、行政対応などの業務にも幅広く対応しております。

詳しくはホームページをご覧ください。

FAX番号0952-36-8028

会社名		ご担当者		
ご住所	〒			
連絡先		FAX		
無料助成金診断をご希望の事業主さまは右欄に✓をお付けください				<input type="checkbox"/>